

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月17日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第68号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成29年静岡県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（略）		別表第1（略）	
事務	個人番号関係事務実施者	事務	個人番号関係事務実施者
(略)		(略)	
5（略）	(略)	5（略）	(略)
		6 特定疾患治療研究事業に係る医療給付の申請又は特定疾患医療受給者証に係る事項の変更の届出に係る書面の提出に関する事務	静岡市長及び浜松市長
		7 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る医療費公費負担受給の申請又は先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る事項の変更の届出に係る書面の提出に関する事務	静岡市長及び浜松市長
		8 静岡県特定疾患治療研究事業に係る医療の給付の承認の申請及び特定疾患医療受給者証の記載事項の変更の届出（以下「静岡県特定疾患治療研究事業医療給付承認申請等」という。）に係る書面	静岡市長及び浜松市長

<u>6</u> (略)	(略)
<u>7</u> (略)	(略)
<u>8</u> (略)	(略)

別表第 2 (略)

条例別表第 2 の項	情報
(略)	
<u>6 の項(1)</u>	(略)
<u>6 の項(2)</u>	要保護者等に係る外国人生活保護 実施関係情報又は生活に困窮する 外国人に対する生活保護法第55条 の 4 第 1 項の規定に準じて行う就 労自立給付金の支給若しくは同法 第55条の 5 第 1 項の規定に準じて 行う進学準備給付金の支給に關す る情報
<u>7 の項(1)</u>	(略)
<u>7 の項(3)</u>	外国人要保護者等に係る生活保護 実施関係情報又は生活保護法第55 条の 4 第 1 項の就労自立給付金若 しくは同法第55条の 5 第 1 項の進 学準備給付金の支給に関する情報
<u>7 の項(4)</u>	外国人要保護者等に係る中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する 法律（平成 6 年法律第30号）第14 条第 1 項及び第 3 項の支援給付の 支給の実施、中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律の一部を 改正する法律（平成19年法律第127 号。以下この項において「平成19 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付の支給の 実施並びに中国残留邦人等の円滑

<u>の提出に関する事務</u>	
<u>9</u> (略)	(略)
<u>10</u> (略)	(略)
<u>11</u> (略)	(略)

別表第 2 (略)

条例別表第 2 の項	情報
(略)	
<u>6 の項</u>	(略)
<u>7 の項</u>	(略)

	<u>な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この項において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の規定による職権による開始若しくは同条第2項の規定による職権による変更若しくは同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報</u>
<u>7の項(5)</u>	<u>外国人要保護者等に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条</u>

	<u>の2第1項の小児慢性特定疾病医療費、同法第20条第1項の療育の給付又は同法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報</u>				
<u>7の項(6)</u>	<u>外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</u>				
<u>7の項(7)</u>	<u>外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項若しくは附則第3条第1項若しくは第6条第1項の資金の貸付け又は同法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報</u>				
<u>7の項(8)</u>	<u>外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報</u>				
<u>7の項(9)</u>	<u>外国人要保護者等に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</u>				
<u>7の項(10)</u>	<u>外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報</u>				
<u>7の項(12)</u>	<u>外国人要保護者等に係る難病の患</u>				

	<u>者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第5条第 1項の特定医療費の支給に関する 情報</u>		
<u>7の項(13)</u>	<u>外国人要保護者等に係る労働施策 の総合的な推進並びに労働者の雇 用の安定及び職業生活の充実等に 関する法律 (昭和41年法律第132 号) 第18条第2号の求職者の知識 及び技能の習得を容易にするため の給付金の支給に関する情報</u>		
<u>8の項</u>	(略)	<u>8の項(1)</u>	<u>静岡県特定疾患治療研究事業医療 給付承認申請等を行う者に係る生 活保護実施関係情報</u>
<u>9の項</u>	(略)	<u>8の項(2)</u>	<u>静岡県特定疾患治療研究事業医療 給付承認申請等を行う者に係る外 国人生活保護実施関係情報</u>
<u>10の項</u>	(略)	<u>9の項</u>	(略)
		<u>10の項</u>	(略)
		<u>11の項</u>	(略)

別表第3 (略)

条例別表第3の項	情報
(略)	
<u>1の項(5)</u>	(略)
<u>2の項(1)</u>	<u>外国人要保護者等に係る学校保 健安全法 (昭和33年法律第56 号) 第24条の援助の実施に関す る情報</u>
<u>2の項(2)</u>	(略)
<u>2の項(3)</u>	(略)
<u>2の項(4)</u>	(略)
<u>2の項(5)</u>	(略)
<u>2の項(6)</u>	<u>外国人要保護者等に係る特別支 援学校就学経費支弁関係情報</u>
<u>2の項(7)</u>	(略)

別表第3 (略)

条例別表第3の項	情報
(略)	
<u>1の項(5)</u>	(略)
<u>2の項(1)</u>	(略)
<u>2の項(2)</u>	(略)
<u>2の項(3)</u>	(略)
<u>2の項(4)</u>	(略)
<u>2の項(5)</u>	(略)

(略)	(略)
-----	-----

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。